

報告第 18 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 11 月 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

生業資金貸付金貸金請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月30日

足立区長 近 藤 弥 生

生業資金貸付金貸金請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、生業資金貸付金の償還金を滞納した相手方に対する貸金請求事件訴訟につき、下記により和解する。

記

- 1 相手方
中野区上鷺宮在住者
- 2 和解の要旨
別紙和解条項案のとおり

和 解 条 項 案

足立区（以下「原告」）と （以下「被告」）とは、原告と被告間の平成14年2月24日付生業資金に関する金銭消費貸借契約（以下「本件契約」）に関して、以下のとおり和解する。

- 1 被告は、原告に対し、本件契約に基づく被告の債務として、残元金13万3352円、利息1267円、合計13万4619円及び上記残元金のうち3万3333円に対する平成19年7月1日から、3万3333円に対する同年8月1日から、3万3333円に対する同年9月1日から、3万3353円に対する同年10月1日から、それぞれ支払済みまで年10.95%の割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、原告の交付する納付書または来所により支払う。
 - (1) 平成29年11月末日限り7万円
 - (2) 平成29年12月末日限り6万4619円
 - (3) 平成30年1月末日限り遅延損害金全部
- 3 被告が前項の分割金の支払いを1回以上怠ったときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の残金を直ちに支払う。
- 4 被告が前項により期限の利益を失うことなく第2項(1)及び(2)の金員を支払ったときは、原告は、被告に対し、同項(3)の遅延損害金の支払義務を免除する。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告と被告は、本件に関し、原告及び被告の間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

平成29年10月30日

原告： 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
同代表者区長 近 藤 弥 生

被告： 東京都中野区上鷺宮
(氏名)